

○流山市議会議員政治倫理条例施行規則

流山市議会議員政治倫理条例施行規則

平成19年3月30日

議会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市議会議員政治倫理条例（平成19年流山市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宣誓書)

第2条 条例第4条に規定する宣誓書は、宣誓書（第1号様式）とする。

(納税等状況報告書)

第3条 条例第5条第1項に規定する納税等状況報告書は、納税等状況報告書（別記第2号様式）とし、同項に定める税金等の種類は、次に定める前年度に納入等の期限が終了したのものとする。

- (1) 市民税
- (2) 県民税
- (3) 軽自動車税
- (4) 固定資産税
- (5) 都市計画税
- (6) 国民健康保険料
- (7) 介護保険料
- (8) 水道料金
- (9) 下水道料金

(納税等状況報告書の訂正)

第4条 議員は、前条の納税等状況報告書を訂正しようとするときは、納税等状況報告書訂正届（別記第3号様式）により訂正を行うものとする。

(調査請求)

第5条 条例第6条の規定により、有権者が調査請求する場合の調査請求書は、調査請求書（別記第4号様式）とし、同条の規定により議員が調査請求する場合の調査請求書は、調査請求申出書（別記第5号様式）とする。

(調査請求書等の送付)

第6条 条例第7条の規定により、審査会への調査を市長に依頼するため、調査請求書及び添付書類の写しを市長に送付するときは、調査請求書等送付書（別記第6号様式）を作成して送付するものとする。

(公表)

第7条 条例第5条第2項の規定による納税等状況報告書の要旨の公表、条例第9条第3項の規定による議員の協力義務違反の公表及び条例第10条第3項の規定による調査報告書の要旨の公表は、次に掲げる方法のうち議長が定める方法により行うものとする。

- (1) 流山市議会の広報紙への掲載
- (2) 流山市議会ホームページへの掲載

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記

第1号様式

(第2条関係)

第2号様式

(第3条関係)

第3号様式

(第4条関係)

第4号様式
(第5条関係)
第5号様式
(第5条関係)
第6号様式
(第6条関係)

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

宣 誓 書

議員氏名

印

私は、流山市議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準を遵守することを誓います。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

流山市議会議長 様

議員氏名 ㊟

納税等状況報告書

流山市議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

税等の種類	納付	未納付	非該当
市民税			
県民税			
軽自動車税			
固定資産税			
都市計画税			
国民健康保険料			
介護保険料			
水道料金			
下水道料金			

納付、未納付又は非該当のいずれかに○をしてください。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

流山市議会議長 様

議員氏名 ㊟

納税等状況報告書訂正届

流山市議会政治倫理条例施行規則第4条の規定に基づき、下記のとおり訂正します。

記

税等の種類	納付	未納付	非該当
市民税			
県民税			
軽自動車税			
固定資産税			
都市計画税			
国民健康保険料			
介護保険料			
水道料金			
下水道料金			

納付、未納付又は非該当のいずれかに○をしてください。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

流山市議会議長 様

(調査請求代表者)

住 所

氏 名 ㊟

調 査 請 求 書

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、下記のとおり調査を請求します。

記

- 1 調査請求の対象者

- 2 調査請求の対象となる事由の該当条項

- 3 調査請求の対象となる事由の内容

- 3 調査請求の対象となる事由を証する資料

(2枚目)

調 査 請 求 者 署 名 簿

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定により、政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付して、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を請求するため、署名いたします。なお、流山市議会議長が、選挙管理委員会に対し、選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについても同意します。

年 月 日

(調査請求代表者)

住 所

氏 名

㊦

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

流山市議会議長 様

調査請求者

議員氏名

印

//

印

//

印

//

印

//

印

//

印

//

印

調査請求申出書

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、下記のとおり調査請求を申し出ます。

記

1 調査請求の対象議員

2 調査請求の対象となる事由の該当条項

3 調査請求の対象となる事由の内容

3 調査請求の対象となる事由を証する資料

第6号様式（第6条関係）

第 年 月 日

調査請求書等送付書

流山市長 様

流山市議会議長 印

年 月 日に提出のあった調査請求書について、流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定により、次のとおり事案を送付します。

調査請求の対象者	
調査請求の対象となる事由の該当条項	
調査請求の対象となる事由の内容	
調査請求の対象となる事由を証する資料	
調査請求書の審査状況	
備考	